

契 約 書

指定訪問看護・介護予防訪問看護

様

大阪医科薬科大学訪問看護ステーション

契 約 書

指定訪問看護・介護予防訪問看護

利用者 _____ 様

利用者と、学校法人大阪医科薬科大学（以下「事業者」といいます。）並びに大阪医科薬科大学訪問看護ステーション（以下「事業所」といいます。）は、事業者及び事業所が利用者に提供する訪問看護サービスについて、対等な立場でその内容を確認し、次のとおり契約を締結します。なお、事業者は、この契約に関する事務を事業所に委任しており、この契約において「事業者」には「事業所」を含むものとします。

第1条（この契約の目的）

1. 事業者は、利用者に対し、利用者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上に努め、利用者の心身の特性を踏まえた訪問看護サービスを提供します。
2. 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、健康保険制度、介護保険制度（要介護・要支援認定区分）に従い、利用者の被保険者証等に応じた訪問看護サービスを提供します。
3. 利用者は、事業所からの訪問看護サービスの提供等に対し、事業者に重要事項説明書に定める所定の利用料及びその他の費用（以下、「利用料」）を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約期間は、令和 年 月 日から始まり、第4条に定める契約の解除又は終了の日までとします。
2. 利用者が事業者に対して契約終了の申し出をしない場合、この契約は自動更新されます。

第3条（契約内容の更新）

1. 事業者はこの契約に定める内容のうち、利用料の変更（増減額）を行おうとする場合には、重要事項説明書の変更の文書を作成し、利用料の変更予定日から1ヶ月以上の期間において、利用者にその内容を通知します。
2. 利用者が利用料の変更を承諾する場合には、契約の変更に関する説明を受け、変更についての契約を事業者と締結します。

3. 利用者が利用料の変更を承諾しない場合には、その旨を事業者に申し出ることによって、この契約を解除することができます。

第4条(契約の解除及び終了)

1. 利用者から行う契約解除

- 1) 利用者は契約期間中に、この契約を解除しようとする場合は、事業者に対して契約の終了を希望する日の7日前までにその旨をお申し出ください。
ただし、病状の急変、緊急入院等のやむを得ない事情がある場合には、契約の終了を希望する7日前以内であっても、この契約を解除することができます。
- 2) 次の場合、利用者は事業者へ通知することにより、事前の申し出期間を設けることなく、この契約を解除することができます。
 - ①事業者が正当な理由なく訪問看護サービスの提供を行わない場合。
 - ②事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱した行為を行った場合。
 - ④事業者がこの契約に定める訪問看護サービスの提供を正常に行えない状況に陥った場合。

2. 事業者から行う契約解除

- 1) 事業者は、訪問看護サービスの提供を継続することが困難となった場合等、やむを得ない事情がある場合には、この契約の解除を予定する日から1ヶ月以上前に、その理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2) 次の場合には、事前の予告期間を設けることなく、この契約を解除することができます。
 - ①利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを1ヶ月以上遅延し、文書による支払い請求を行ったにもかかわらず、催促の日から14日以内にその支払いがなかった場合。
 - ②利用者又はその家族等が、事業者又はその従業員に対し、暴行、脅迫、威嚇、著しい暴言、不当な要求、嫌がらせ、性的な言動その他のハラスメント行為を行い、従業員の安全確保又は適切なサービス提供の継続が困難であると認められる場合。

3. 契約の終了

- ①利用者が死亡した場合。
- ②利用者又は事業者が本条の規定により契約を解除した場合。

第5条(利用料及び利用料の請求と支払い)

1. 利用者は、訪問看護サービスの提供等の対価として、重要事項説明書に定める所定の利用料を事業者を支払うものとします。
2. 利用者は、事業者が利用月の翌月15日頃に送付する請求書により、利用月ごとの所定の利用料を、重要事項説明書に定める方法により翌々月の5日までに支払うものとします。なお、事業者は、利用者からの支払いに対し、利用者宛ての領収書及び明細書を発行します。

第6条(サービスの中止)

1. 利用者は、訪問予定日の前日営業時間内までに事業者へ連絡することにより、利用料を負担することなくサービスの利用を中止できます。
2. 利用者が訪問予定日の前日営業時間終了後又は当日にサービスの中止を申し出た場合、又はサービス中止の連絡がないまま訪問時に不在であった場合は、事業者の利用料の一部を支払うものとします。ただし、利用者又はその家族の病状の急変、急な受診若しくは入院その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
3. 前項の場合における利用料の負担については、重要事項説明書に定めるキャンセル料の規定によるものとします。

第7条(記録及び記録の保管)

1. 事業所は、訪問看護に関する諸記録を整備し、訪問看護サービスの提供等の記録を行います。
2. 事業所は、前項の記録をサービス提供の日から5年間保存します。

第8条(個人情報の保護、利用及び情報共有)

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとします。
2. 事業者は、利用者及びその家族の個人情報を利用又は情報を共有する場合は、あらかじめ同意を得た範囲内において取り扱うものとします。
3. 利用者は、自身及び家族の個人情報について、「個人情報の利用及び情報共有に関する同意書」に定める範囲内において、事業者が利用及び共有することに同意します。
3. 事業者は、オンライン資格確認、ケアプランデータ連携システムその他のICTシステム等により取得又は共有した情報を活用し、質の高い訪問看護サービスの提供に努めます。

第9条(秘密の保持)

1. 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
2. 事業者は、従業者の雇用契約終了後もこれらの秘密を保持する旨を、雇用契約の内容としています。

第10条(緊急時の対応)

事業者は、訪問看護サービス提供中に利用者の病状の急変その他の緊急事態が発生した場合には、速やかに主治医に連絡し、必要な措置を講じます。また、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、利用者の所在する市町村その他関係機関へ連絡します。

第11条(賠償責任)

事業者は、訪問看護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条(身分証携帯義務)

事業所の従業者は、常に身分証を携帯し、利用者及びその家族から提示を必要とされた場合には、いつでも身分証を提示します。

第13条(苦情対応)

事業者は、利用者及びその家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ適切に対応し、サービスの質の向上、改善に努めます。また、事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由として不利益な取扱いはいたしません。

第14条(情報開示)

1. 事業者は、利用者本人の求めにより、利用者に関する記録(訪問看護記録その他の記録)の閲覧及び実費による写しの交付に応じます。
2. 事業者は、利用者本人又は法定代理人その他利用者があらかじめ指定した者からの請求については、事業所所定の書面により利用者本人又は法定代理人その他利用者があらかじめ指定した者の同意を確認した上で、利用者に関する記録(訪問看護記録その他の記録)の閲覧及び実費による写しの交付に応じます。

第15条(契約に定めのない事項)

1. 利用者及び事業者は、信義誠実の原則に従い、この契約を履行するものとします。
2. この契約に定めない事項については、健康保険法、介護保険法その他関係法令の定めるところによるほか、利用者及び事業者が協議の上決定します。

2. この契約に定めない事項については、健康保険法、介護保険法その他関係法令の定めるところによるほか、利用者及び事業者が協議の上決定します。

第16条(合意裁判管轄)

この契約において、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者はあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者 住 所 大阪府高槻市大学町2番7号

事業者名 学校法人 大阪医科薬科大学

代表者 理事長 佐野 浩一

この契約に定める訪問看護サービスを担当する事業所

住 所 大阪府高槻市大学町2番7号

事業所名 大阪医科薬科大学訪問看護ステーション

管 理 者 林 佳 美



利用者 住 所 大阪府

電話番号

氏 名

(利用者本人が署名できない場合、代理人が下記にご署名ください。)

利用者代理人 住 所

電話番号

氏 名 (続柄)